

(別紙1)

## 公訴時効について

### 1 公訴時効期間（法250条）

下表参照

公訴時効一覧表

実行行為の時期	罰条の法定刑	公訴時効期間	備考
平成22年4月27日以後	死刑に当たる罪	なし	平成22年法律第26号による改正
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	30年	
	長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪	20年	
	上記以外の罪	10年	
	死刑に当たる罪	25年	
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年	
	長期15年の懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
平成17年1月1日～平成22年4月26日	拘留又は科料に当たる罪	1年	・平成16年法律第156号による改正 ・人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による（平成22年法律第26号附則3条2項参照）
	死刑に当たる罪	25年	
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	15年	
	長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
平成16年12月31日以前	拘留又は科料に当たる罪	1年	人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、平成22年4月27日時点で公訴時効が完成していないものについては、現行法による（平成22年法律第26号附則3条2項参照）
	死刑に当たる罪	15年	
	無期懲役又は禁錮に当たる罪	10年	
	長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	7年	
	長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	5年	
	長期5年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	3年	
	拘留又は科料に当たる罪	1年	

### 2 複数の被疑事実がある場合

実行行為から3年と1日が経過した場合を例にとると、次のとおりとなる。

#### （1）併合罪の場合

犯罪事実ごとに決する。

例：文化包丁所持（銃刀法違反・3年）と窃盜（7年）

→ 文化包丁所持の罪については公訴時効期間を経過しているので、銃刀法違反の被疑事実で令状を発付することはできない。よって、罪名は窃盜のみとなる。

#### （2）科刑上一罪の場合

最も重い罪で決する（法251条参照）。

##### ア 観念的競合の場合

例：信号無視（道交法違反・3月）と過失運転致傷（7年）

→ 罪名は「道路交通法違反（同法〇条）、過失運転致傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律〇条）」

##### イ 牽連犯の場合

例：住居侵入（3年）と窃盜（10年）→ 罪名は「住居侵入、窃盜」

#### （3）包括一罪の場合

最終犯罪行為の終わった時から進行する（最判昭31.8.3参照）。

### 3 時効の停止（法254条、255条参照）

共犯者の起訴、被疑者の海外逃亡などにより時効が停止している場合があるので、一件記録や捜査員から確認する。